

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第2号））

大阪府立学校の管理運営に関する規則の制定について

大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則を廃止し、別紙のとおり標記規則を制定する。

平成26年3月25日

大阪府教育委員会

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

大阪府立学校の管理運営に関する規則を公布する。

平成二十六年三月 日

大阪府教育委員会

委員長 陰山 英男

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府立学校の管理運営に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第二十四条）
- 第二章 高等学校（第二十五条―第四十条）
- 第三章 特別支援学校（第四十一条―第四十七条）
- 第四章 学校協議会（第四十八条―第五十六条）
- 第五章 雑則（第五十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十三条に規定する大阪府立の高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。

（組織及び収容定員等）

第二条 高等学校に設置する課程及び学科は、別表第一のとおりとする。

2 特別支援学校に設置する部・科及び学科（課程）並びに対象とする障がい種別は、別表第二のとおりとする。

（学期）

第三条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長が教育委員会の承認を得て定めるときはその学期とする。

第一学期 四月一日から八月三十一日まで

第二学期 九月一日から十二月三十一日まで

第三学期 翌年一月一日から三月三十一日まで

（休業日）

第四条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。

一 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

二 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

三 春季休業日 三月十六日から四月七日まで

ただし、特別支援学校については、三月二十五日から四月七日まで

四 学校創立記念日

2 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる。

3 定時制の課程にあつては、第一項の規定にかかわらず、校長は、教育委員会

の承認を受けて、同項第一号から第三号までに規定する休業日を別に定めることができる。

(休業日の変更等)

第五条 校長は、休業日を変更し、又は休業日を授業日とするときは、次項に定める場合を除き、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出るものとする。

- 一 文化祭、体育会等の学校行事を行うために休業日を変更しようとするとき
- 二 高等学校の単位制による課程のうち定時制の課程又は通信制の課程において、休業日を授業日とするとき

(学校経営計画の提出)

第六条 校長は、教育委員会と協議して、大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号。以下「学校条例」という。）第七条の規定に基づく学校経営計画（以下「学校経営計画」という。）を策定し、前年度の三月三十一日までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、学校経営計画の変更を命ずることがある。

(学校評価の実施時期)

第七条 校長は、学校条例第十条の規定に基づく学校評価を行い、毎年三月三十一日までに教育委員会に届け出なければならない。

(教育計画の提出及び報告)

第八条 校長は、教育委員会が定める教育課程基準に基づき、翌年度の教育課程を編成し、毎年三月三十一日までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、次の事項については、あらかじめ教育委員会と協議の上、届出前に承認を受けなければならない。

- 一 在校生徒に対する教育課程の変更
- 二 総合学科において構成される科目群の変更
- 三 普通科における専門教育に関する教科・科目を充実させたコースの新設
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項

2 校長は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、校長と協議の上、変更を命ずることがある。

- 一 学校教育活動の方針
- 二 校務分掌
- 三 行事予定

(学則)

第九条 校長は、教育委員会が定める学則準則に基づき、学則を定め、教育委員会に届け出なければならない。これを変更するときも、また、同様とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、校長と協議の上、学則の変更を命ずることがある。

(教科用図書の採択)

第十条 高等学校において使用する教科用図書は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十二条において準用する法第三十四条第一項に規定する教科用図書から、校長の選定を踏まえ教育委員会が採択する。

2 特別支援学校において使用する教科用図書は、法第八十二条において準用する法第三十四条第一項に規定する教科用図書又は法附則第九条に規定する教科用図書から、校長の選定を踏まえ教育委員会が採択する。

(教材の取扱い)

第十一条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について、十分配慮しなければならない。

第十二条 校長は、法第六十二条及び法第八十二条において準用する法第三十四条第一項に規定する教科用図書（以下「教科書」という。）が発行されていない教科及び科目について、主たる教材として教科書以外の図書を使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出るものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、校長と協議の上、その選定につき、変更を命ずることがある。

第十三条 校長は、学年又は学級全員の教材として、副読本、問題集、解説書その他これらに類するものを使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、校長と協議の上、その選定につき、変更を命ずることがある。

(修学旅行等の教育活動の実施)

第十四条 校長は、修学旅行を実施しようとするときは、実施期日の一月前までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、海外への修学旅行を実施しようとするときは、前年度の十月までに教育委員会と協議の上、承認を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、校長は、宿泊を要する教育活動を実施しようとするときは、実施期日の二週間前までに、教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、校長と協議の上、宿泊を要する教育活動の内容の変更を命ずることがある。

(職員及び生徒等の事故)

第十五条 職員並びに生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）に、感染症、食中毒が集団的に発生したとき、又は傷病、死亡等の事件・事故（加害事故を含む。）及びいじめ事象など重篤な生徒指導事象が発生したときは、校長は、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

(防犯及び防災計画)

第十六条 校長は、学校の防犯及び防災の計画を定め、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項に規定する計画には、特に生徒等の安全を確保するための措置が講じら

れていなければならない。

(安全対策の推進体制の整備等)

第十七条 校長は、大阪府安全なまちづくり条例(平成十四年大阪府条例第一号。以下「まちづくり条例」という。) 第九条の規定により、安全対策の推進体制の整備等に努めるものとする。

2 校長は、まちづくり条例第八条第二項の指針に基づき、具体的方策を実施するものとする。

(臨時休業の報告)

第十八条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

2 校長は、前項の休業を行った場合には、速やかに、教育委員会に報告しなければならぬ。

(保健所との連絡)

第十九条 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号) 第十八条の規定による保健所との連絡は、校長が行うものとする。

(施設利用形態の変更)

第二十条 校長は、学校の施設の利用形態を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(学校施設の損傷等)

第二十一条 学校の施設若しくは設備が著しく損傷若しくは滅失したとき、又は重要な備品等を紛失したときは、校長は、その理由を具して教育委員会に報告しなければならない。

(校長の専決事項)

第二十二条 校長は、他の規則又は他の規程に定めるもののほか、関係法規に従い以下の項目について専決することができる。

一 校長及び所属職員の出張、休暇その他服務の処理に関すること。

二 その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 校長は、前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例と認められる事項の処理については、あらかじめ教育委員会と協議の上、承認を受けなければならない。

(准校長)

第二十三条 定時制の課程(昼間においてのみ授業を行う課程を除く。)又は通信制の課程を有する高等学校及び高等部を有し、かつ、小学部又は中学部を有する特別支援学校に、准校長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 准校長は、教育委員会が命ずる。

3 高等学校の准校長は、校長の命を受け、第一項に規定する課程に関する校務を掌理し、その課程の所属職員を監督する。

4 特別支援学校(大阪府立交野支援学校を除く。)の准校長は、校長の命を受け、高等部に関する校務を掌理し、その部の所属職員を監督する。

5 大阪府立交野支援学校の准校長は、校長の命を受け、大阪府立交野支援学校四條畷校の中等部及び高等部に関する校務を掌理し、これらの部の所属職員を監督する。

6 准校長は、校長の権限に属する事項のうち、次の各号に掲げる事項について、専決するものとする。ただし、他の課程又は部に影響が及ぶ事項については、あらかじめ校長の承認を受けるものとする。

一 学校教育の管理に関すること。
二 生徒の管理に関すること（生徒の入学、転学、退学及び卒業に関することを除く。）。

三 所属職員の管理に関すること。

四 学校事務の管理に関すること。

五 その他教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

7 准校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

（職員会議）

第二十四条 校長は、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校に職員会議を置くことができる。

2 職員会議を置く場合、校長は、職員会議を招集し、主宰する。

3 校長は、関係法規に従い、職員会議に係る手続、議題及び進行を定める。

第二章 高等学校

（入学者の選抜）

第二十五条 高等学校の入学者の選抜に関する事項は、別に定める。

（定時制の課程の修業年限）

第二十六条 高等学校の定時制の課程の修業年限は、三年以上とする。

（連携型高等学校）

第二十七条 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十七条第一項の規定により、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮し、より効果的な教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
大阪府立能勢高等学校	能勢町立西中学校 能勢町立東中学校

大阪府立柏原東高等学校

柏原市立柏原中学校
柏原市立堅上中学校
柏原市立国分中学校
柏原市立堅下北中学校
柏原市立堅下南中学校
柏原市立玉手中学校
柏原市立桜坂中学校

- 2 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときには、校長は、あらかじめ連携型中学校の校長と協議の上、連携型高等学校の校長が決定するものとする。

(休学)

- 第二十八条 高等学校の生徒の休学の期間は、引き続き二年を超えることができない。

- 2 生徒が前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。
- 3 休学の手続きをしない生徒が登校しない場合、正当な理由がある場合に限り、二年間は、不登校の一事をもって退学させないものとする。
- 4 生徒が前項に規定する期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。

(懲戒の報告)

- 第二十九条 高等学校の校長は、懲戒のうち、退学又は停学の処分を行ったときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

(教諭(指導専任))

- 第三十条 高等学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。
- 2 前項の講師の職名は、教諭(指導専任)とする。
- 3 第一項の講師は、法第六十二条において準用する法第三十七条第十六項に規定する講師の職務を行う。

(首席)

- 第三十一条 高等学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りではない。

- 2 首席は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。
- 3 首席は、校長又は准校長の指揮監督の下、学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、生徒の教育をつかさどる。
- 4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

- 第三十二条 高等学校に指導教諭、指導養護教諭又は指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りではない。

- 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

- 3 指導教諭は生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は生徒の養護をつかさど

り、指導栄養教諭は生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、校長又は准校長の指揮監督の下、それぞれ専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。

4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(総括実習助手)

第三十三条 高等学校に、総括実習助手を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 総括実習助手は、実習助手のうちから、教育委員会が命ずる。

3 総括実習助手の職務等に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(教務主任等)

第三十四条 高等学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 専門教育を主とする学科を置く高等学校に、専門学科ごとに学科主任を置き、農業に関する学科を置く高等学校及び総合学科を置く高等学校のうち農業に関する実習地及び実習施設を有する高等学校に、農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

3 高等学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数(通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))とを合計した数)が十一以下の学校にあつては、この限りでない。

(工科高等学校の系及び主任等)

第三十五条 工科高等学校には、専門教育における幅広い分野の学習が可能となるよう工業に関する科目を系統的に編成した系及び、そのもとに高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)で定められている学科に相当し専門性の深化を図る専科を設けることができる。

2 工科高等学校の系ごとに主任を置く。系主任はその系のもとに設けられている学科の主任を兼ねるものとする。

(教務主任等の職務)

第三十六条 教務主任は、校長又は准校長の指揮監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 学年主任は、校長又は准校長の指揮監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、校長又は准校長の指揮監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 生徒指導主事は、校長又は准校長の指揮監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 進路指導主事は、校長又は准校長の指揮監督を受け、生徒の職業選択の指導及び進学の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 6 学科主任は、校長又は准校長の指揮監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 農場長は、校長又は准校長の指揮監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

8 司書教諭は、校長又は准校長の指揮監督を受け、学校図書館に係る専門的職務に従事する。

(教務主任等の職務発令)

第三十七条 第三十四条に規定する教務主任等のうち保健主事及び司書教諭を除くものは教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

2 保健主事は教諭又は養護教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

3 司書教諭は司書教諭講習を修了し有資格者となつた教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。
(その他の主任等)

第三十八条 高等学校に、第二十四条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

(事務部長、事務長、課長補佐及び主査)

第三十九条 高等学校に、事務部長又は事務長を置く。

2 高等学校に、課長補佐及び主査を置くことができる。

3 事務部長、事務長及び課長補佐は、事務職員のうちから、校長の意見を聴き、教育委員会が命ずる。

4 主査は、事務職員、技術職員又は学校栄養職員のうちから、教育委員会が命ずる。

5 事務部長及び事務長は、校長又は准校長の指揮監督の下、その命を受け、事務をつかさどる。

6 課長補佐は、上司の指揮を受け、担任意務を掌理する。

7 主査は、上司の指揮を受け、担任意務を処理する。

(その他の職)

第四十条 高等学校に、副主査及び主事を置くことができる。

2 高等学校に、技師を置くことができる。

3 この規則に定めるもののほか、必要な職は別に定める。

4 副主査は、事務職員及び技術職員又は学校栄養職員のうちから、教育委員会

が命ずる。

5 主事は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。

6 技師は、技術職員又は学校栄養職員のうちから、教育委員会が命ずる。

7 副主査、主事及び技師は、上司の指揮を受け、別に定める職務に従事する。

第三章 特別支援学校

(特別支援学校の入学者の決定及び選抜)

第四十一条 特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者の決定及び選抜に関する事項は、別に定める。

(特別支援学校専攻科の修業年限)

第四十二条 特別支援学校の専攻科の修業年限は、保健医療科、理療科及び理学療法科にあつては三年、音楽科、情報処理科、工業テクノロジー科、情報コミュニケーション科及びライフ・サポート科にあつては二年とする。

(部主事)

第四十三条 特別支援学校の各部に、部主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 部主事は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならぬ。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

(寮務主任、舎監及び総括寄宿舎指導員)

第四十四条 寄宿舎を設ける特別支援学校に、寮務主任及び舎監を置く。

2 寮務主任は、校長又は准校長の指揮監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 舎監は、校長又は准校長の指揮監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒等の教育に当たる。

4 寮務主任及び舎監は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならぬ。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

第四十五条 寄宿舎を設ける特別支援学校に、総括寄宿舎指導員を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 総括寄宿舎指導員は、寄宿舎指導員のうちから、教育委員会が命ずる。

3 総括寄宿舎指導員の職務等に関する事項は、教育委員会が別に定める。
(自立活動主任)

第四十六条 特別支援学校に、自立活動主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 自立活動主任は、校長又は准校長の指揮監督を受け、自立活動の実施に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 自立活動主任は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならぬ。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、その任命につき変更を命ずることがある。

(準用)

第四十七条 第三十条から第三十三条まで、第三十九条及び第四十条の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、第三十条第三項中「第六十二条」とあるのは、「第八十二条」と読み替えるものとする。

2 第三十四条第一項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。この場合において、「教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事」とあるのは、「教務主任、学年主任及び保健主事」と読み替えるものとする。

3 第三十四条第一項、第三十六条第一項から第五項まで、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

4 第二十八条、第二十九条、第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項から第六項まで、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。

5 第三十四条第三項、第三十六条第八項及び第三十七条第三項の規定は、特別支援学校の各部に準用する。ただし、特別の事情のあるときは、特別支援学校において、少なくとも司書教諭一人を置くものとする。

第四章 学校協議会

(組織)

第四十八条 学校条例第十二条第一項の規定に基づく学校協議会(以下「協議会」という。)は、原則として委員六人で組織する。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、校長と協議の上、委員の人数の変更を命ずることがある。

2 学校条例第十二条第三項の教育委員会が必要と認める者は、学識経験を有する者とする。

(任期)

第四十九条 委員の任期は、原則として二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第五十条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第五十一条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ委員の中から指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第五十二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(保護者からの意見の申出)

第五十三条 学校条例第十二条第四項第三号の意見の申出は、意見書(別記様式)により行わなければならない。

(報酬)

第五十四条 委員の報酬の額は、日額八千二百円とする。

(費用弁償)

第五十五条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
(庶務)

第五十六条 協議会の庶務は、その協議会が設置された府立学校において行う。

第五章 雑則

(施行細則)

第五十七条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則の廃止)

2 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和三十二年教育委員会規則第四号)は、廃止する。

別表第一(第二条関係)

校名	課程	学科
大阪府立北野高等学校	全日制	普通科、文理学科文科(人文社会国際系)、 文理学科理科(理数探究系)
大阪府立東淀川高等学校	全日制	普通科(総合選択制)
大阪府立北淀川高等学校	全日制	普通科
大阪府立大手前高等学校	定時制 (単位制)	普通科
大阪府立旭高等学校	全日制	普通科、国際教養科
大阪府立西淀川高等学校	全日制	普通科
大阪府立茨田高等学校	全日制	普通科
大阪府立清水谷高等学校	全日制	普通科
大阪府立高津高等学校	全日制	普通科、文理学科文科(人文社会国際系)、 文理学科理科(理数探究系)
大阪府立夕陽丘高等学校	全日制	普通科、音楽科

大阪府立春日丘高等学校	大阪府立箕面高等学校	大阪府立刀根山高等学校	大阪府立豊島高等学校	大阪府立桜塚高等学校	大阪府立豊中高等学校	大阪府立池田北高等学校	大阪府立池田高等学校	大阪府立池田高等学校	大阪府教育センター附属高等学校	大阪府立阪南高等学校	大阪府立平野高等学校	大阪府立長吉高等学校	大阪府立東住吉高等学校	大阪府立阿倍野高等学校	大阪府立天王寺高等学校	大阪府立西成高等学校	大阪府立勝山高等学校	大阪府立大正高等学校	大阪府立泉尾高等学校	大阪府立市岡高等学校	大阪府立港高等学校
定時制 (単位制)	全日制	全日制	全日制	定時制 (単位制)	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制 (単位制)	全日制	全日制	全日制 (単位制)	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制 (単位制)	全日制
普通科	普通科	普通科、国際教養科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科、芸能文化科	普通科	普通科、文理学科文科(人文社会国際系)、 文理学科理科(理数探究系)	普通科(総合選択制)	普通科	普通科(総合選択制)	普通科	普通科	普通科

大阪府立香里丘高等学校	全日制	普通科
大阪府立牧野高等学校	全日制	普通科
大阪府立長尾高等学校	全日制	普通科
大阪府立枚方高等学校	全日制	普通科、国際教養科
大阪府立北かわち阜が丘高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立西寝屋川高等学校	全日制	普通科
大阪府立寝屋川高等学校	定時制 （単位制）	普通科
大阪府立四條畷高等学校	全日制	普通科、文理学科理科（理数探究系）
大阪府立島本高等学校	全日制	普通科
大阪府立摂津高等学校	全日制	普通科、体育科
大阪府立槻の木高等学校	全日制 （単位制）	普通科
大阪府立大冠高等学校	全日制	普通科
大阪府立阿武野高等学校	全日制	普通科
大阪府立芥川高等学校	全日制	普通科
大阪府立高槻北高等学校	全日制	普通科
大阪府立三島高等学校	全日制	普通科
大阪府立山田高等学校	全日制	普通科
大阪府立吹田東高等学校	全日制	普通科
大阪府立吹田高等学校	全日制	普通科
大阪府立北摂つばさ高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立福井高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立茨木西高等学校	全日制	普通科
大阪府立茨木高等学校	全日制	普通科、文理学科文科（人文社会国際系）、 文理学科理科（理数探究系）

大阪府立長野高等学校	全日制	普通科、国際教養科
大阪府立懐風館高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立金剛高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立富田林高等学校	全日制	普通科
大阪府立河南高等学校	全日制	普通科
大阪府立柏原東高等学校	全日制	普通科
大阪府立大塚高等学校	全日制	普通科、体育科
大阪府立生野高等学校	全日制	普通科、文理学科文科（人文社会国際系）、 文理学科理科（理数探究系）
大阪府立八尾翠翔高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立八尾高等学校	全日制	普通科
大阪府立山本高等学校	全日制	普通科
大阪府立みどり清朋高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立かわち野高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立布施北高等学校	全日制	普通科、総合学科（デュアル総合学科）
大阪府立花園高等学校	全日制	普通科、国際教養科
大阪府立布施高等学校	定時制 （単位制）	普通科
大阪府立布施高等学校	全日制	普通科
大阪府立交野高等学校	全日制	普通科
大阪府立緑風冠高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立野崎高等学校	全日制	普通科
大阪府立門真なみはや高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立門真西高等学校	全日制	普通科
大阪府立守口東高等学校	全日制	普通科
大阪府立枚方なぎさ高等学校	全日制	普通科（総合選択制）
大阪府立枚方津田高等学校	全日制	普通科

		大阪府立西野田工科高等学校				大阪府立淀川工科高等学校				大阪府立農芸高等学校	大阪府立園芸高等学校	大阪府立岬高等学校	大阪府立りんくう翔南高等学校	大阪府立貝塚南高等学校	大阪府立日根野高等学校	大阪府立佐野高等学校	大阪府立久米田高等学校	大阪府立岸和田高等学校
定時制	全日制				全日制				全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制
総合学科	工業デザイン系	建築都市工学系	電気系	機械系	工学系	メカトロニクス系	電気系	機械系	ハイテク農芸科、食品加工科、資源動物科	普通科	普通科	普通科（総合選択制）	普通科	普通科（総合選択制）	普通科、国際教養科	普通科	普通科、文理学科理科（理数探究系）	
	工業デザイン科（専科）	建築システム科（専科）、都市工学科（専科）	電気技術科（専科）、電子制御科（専科）	機械技術科（専科）、生産技術科（専科）、機械制御科（専科）	大学進学科（専科）	ロボット工学科（専科）、制御システム科（専科）、電子機械科（専科）	電気技術科（専科）、電子情報通信科（専科）	機械技術科（専科）、機械設計科（専科）		普通科	普通科	普通科（総合選択制）	普通科	普通科（総合選択制）	普通科、国際教養科	普通科	普通科、文理学科理科（理数探究系）	

大阪府立布施工科高等学校		大阪府立城東工科高等学校				大阪府立茨木工科高等学校				大阪府立今宮工科高等学校						
全日制		全日制				定時制	全日制				定時制	全日制				
建築設 備系	電気系	機械系	メカト ロニク ス系	電気系	機械系	総合学科	工学系	環境化 学シス テム系	電気系	機械系	総合学科	工学系	グラフ ィック デザイ ン系	建築系	電気系	機械系
建築システム科(専科)、設備システム科(専科)	電気技術科(専科)、電子情報通信科(専科)	機械技術科(専科)、生産技術科(専科)、機械制御科(専科)	ロボット工学科(専科)、制御システム科(専科)	電気技術科(専科)、電子情報通信科(専科)	機械技術科(専科)、機械設計科(専科)		大学進学科(専科)	環境システム科(専科)、化学システム科(専科)	電気技術科(専科)、電子情報通信科(専科)	機械技術科(専科)、生産技術科(専科)、機械制御科(専科)		大学進学科(専科)	グラフィックデザイン科(専科)	建築設計科(専科)、建築生産科(専科)	電気技術科(専科)、電子制御科(専科)	機械技術科(専科)、生産技術科(専科)

大阪府立枚岡樟風高等学校	大阪府立芦間高等学校	大阪府立千里青雲高等学校	大阪府立能勢高等学校	大阪府立今宮高等学校	大阪府立柴島高等学校	大阪府立港南造形高等学校	大阪府立泉北高等学校	大阪府立千里高等学校	大阪府立住吉高等学校	大阪府立佐野工科高等学校				大阪府立堺工科高等学校				大阪府立藤井寺工科高等学校						
全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	全日制	定時制	全日制				定時制	全日制				定時制	全日制			
総合学科	総合学科	総合学科	総合学科	総合学科	総合学科	総合造形科 美術科、造形教養科、工芸科、デザイン科	国際文化科、総合科学科	国際文化科、総合科学科	国際文化科、総合科学科	総合学科	テクノシステム系	電気系	機械系	総合学科	環境化学システム系	電気系	機械系	総合学科	メカトロニクス系	電気系	機械系	総合学科	機械系	
											プロダクト工学科(専科)、デザイン工学科(専科)	電気技術科(専科)、電子制御科(専科)	機械技術科(専科)、機械設計科(専科)		化学分析技術科(専科)、環境システム科(専科)	電気技術科(専科)、電子制御科(専科)	機械技術科(専科)、機械制御科(専科)		ロボット工学科(専科)、制御システム科(専科)	電気技術科(専科)、電子情報通信科(専科)	機械技術科(専科)、機械設計科(専科)			

大阪府立佐野支援学校			大阪府立富田林支援学校			大阪府立八尾支援学校東校			大阪府立八尾支援学校			大阪府立高槻支援学校			大阪府立中津支援学校			大阪府立箕面支援学校			大阪府立交野支援学校四條畷校			大阪府立交野支援学校			大阪府立藤井寺支援学校			大阪府立岸和田支援学校		
高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部	高等部	中学部	小学部			
知的障がい			知的障がい			知的障がい			知的障がい			肢体不自由			知的障がい			肢体不自由			肢体不自由			知的障がい			肢体不自由			肢体不自由		
生活課程			生活課程			縫製課程、工作技術課程、生活課程			縫製課程、組立技術課程、生活課程			普通課程			生活課程			普通課程			生活課程			普通課程			普通課程			普通課程		

別記様式(第53条関係)

年 月 日

大阪府立 学校 学校協議会 会長 様

申出者 住所 (学部) 年 組

ふりがな

生徒氏名

ふりがな

保護者氏名

電話番号

メールアドレス

印

意見書

大阪府立学校の管理運営に関する規則第53条の規定により、次のとおり申し上げます。

項 目	<input type="checkbox"/> 授業・教科指導 <input type="checkbox"/> 生徒指導 <input type="checkbox"/> 進路指導 <input type="checkbox"/> 学校運営全般 <input type="checkbox"/> その他
意見の内容	

備考：1 「項目」の欄については、該当する事項の□にレ印を付してください。

2 「意見の内容」の欄については、意見の根拠となる事実又は具体例を挙げる等して、簡潔に記入してください。

* 以下の欄には記入しないでください。

受付番号	特記事項

大阪府立学校の管理運営に関する規則の制定について

(大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則からの主な変更点)

1 校長と教育委員会の関係、権限と責任の所在の明確化

学校経営計画、教育計画等をはじめとした様々な事項について策定・決定等を行う際の校長と教育委員会の関係、権限と責任の所在について、関連法規に沿った、より明確な表現となるよう改めるほか、新たな条文を加える。

《新規条文》

(教科用図書の採択)

第10条 高等学校において使用する教科用図書は、学校教育法（以下「法」という。）第62条において準用する法第34条第1項に規定する教科用図書から、校長の選定を踏まえ教育委員会が採択する。

これまで、採択の都度、確認していた教科用図書の採択の手続きについて、本規則において明記するもの。

《変更条文（例）》

変更案	(学校経営計画の提出) 第6条 校長は、教育委員会と協議して、大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号。以下「学校条例」という。）第七条の規定に基づく学校経営計画（以下「学校経営計画」という。）を策定し、前年度の三月三十一日までに教育委員会に届け出なければならない。 <u>ただし、教育委員会が特に必要と認める場合については、学校経営計画の変更を命ずることがある。</u>
現行	(学校経営計画の提出) 第4条の3 校長は、教育委員会と協議して、学校の中期的な目標、当該目標を踏まえた当該年度の重点的な目標、当該重点的な目標を達成するための取組の方策、評価指標等を定め、毎年三月三十一日までに学校経営計画を教育委員会に届け出なければならない。

学校経営計画の策定については、府立学校条例第7条で「校長が定める」こととされているが、地教行法第23条の教育委員会の管理権限が及ぶことから、教育委員会に変更権限があることを明記するもの。

また、9条、12条、13条、14条、37条、38条、43条、44条、46条についても、同趣旨により教育委員会に変更権限があることを明記するもの。

2 生徒の休学等の期間について

休学手続きをしている生徒が、不条理な取扱いにならないよう、所要の改正を行う。

変更案	(休学) 第28条 高等学校の生徒の休学の期間は、引き続き二年を超えることができない。 2 生徒が前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする <u>3 休学の手続きをしない生徒が登校しない場合、正当な理由がある場合に限り、二年間は、不登校の一事をもって退学させないものとする。</u> <u>4 生徒が前項に規定する期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。</u>
現行	(休学) 第20条 高等学校の生徒の休学の期間は、引き続き二年を超えることができない。 2 生徒が前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、退学させるものとする。

現行規定では、留学や病気など休学事由に該当するにもかかわらず休学手続きをしない生徒の規定がなく、休学手続きを経て休学している生徒との均衡を確保するため、休学手続きをしない生徒の登校しない期間の上限を設ける。

3 首席、指導教諭、教務主任、事務部長等に対する監督権限

校長及び准校長が首席等を「指揮監督」していることを明記する。

変更案(例)	第31条 3 首席は、 <u>校長又は准校長の指揮監督の下</u> 、学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、生徒の教育をつかさどる。
現行	第22条の5 3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、生徒の教育をつかさどる。

上記のほか、32条(指導教諭等)、36条(教務主任等)、39条(事務部長等)、44条(寮務主任等)、46条(自立活動主任)についても、同趣旨の改正を行う。

4 条文の構成の見直し

昭和32年の規則制定以来、90回を超える改正が行われ、部分的な条項の削除・追加が繰り返される中で、規則全体の構成がいびつになっていたため、適正な構成となるよう、条文の並べ替えを行う。